

既存の蛍光灯や水銀灯を **LED** へ

工場照明 の

LED化 を支援します!

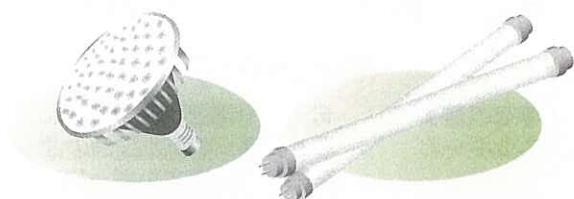
平成26年度 自家発電設備等導入費用助成事業

対象者

東京都内の中小企業者

対象設備

LEDランプ



- 製造業の方が生産現場に導入する場合に助成対象となります。
- 照明用白色LEDを用いた、直管形または高天井用として使用する照明をいい、導入にあたり工事を伴うもの。
- EMI 評価データ (CISPR15) について、日本国内の第三者機関での測定データを提出できるもの。

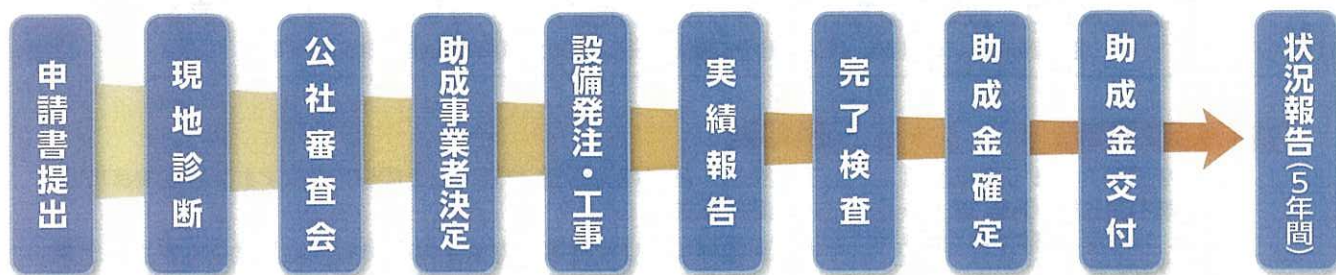
※その他の助成対象設備及び詳細については、裏面をご覧ください。

助成率・限度額

対象経費の **1/2** 以内 (限度額 1,000 万円)

※その他裏面掲載の設備は限度額 1,500 万円

事業の流れ



申請期限

平成 26 年 **12 月 25 日 (木)** まで

申請にご来所の際は必ず事前に公社までご連絡をお願いします。

また、申請の際は、必ず申請者本人が公社窓口まで書類を持参してください。

※メーカー、販売店による代理申請はできません。

申請・お問い合わせ先



公益財団法人 東京都中小企業振興公社 企画管理部 設備リース課

東京都千代田区神田佐久間町 2-20

<http://www.tokyo-kosha.or.jp/topics/1107/0017.html>

TEL. **03-5822-9031**

自家発電設備等導入費用助成事業 概要

助成対象経費

導入に必要な設備費、工事費等のうち公社が必要かつ適切であると認めた必要最小限の経費

助成対象設備

①LED ランプ

- ア 定格寿命が 40,000 時間以上であること。
- イ 固有エネルギー消費効率が 60lm/W 以上であること。
- ウ 直管形 LED ランプ (G13 口金) については、ランプ重量 500g 未満のものであること。
- エ 落下、感電、発火等の防止措置を講じること。
- オ 消防法または建築基準法で設置を義務付けられているもの (非常灯など) ではないこと。
- カ EMI 評価データ (CISPR15) について、日本国内の第三者機関での測定データを提出できるものであること。



※本事業は、既設の蛍光管等を LED ランプに交換することを助成するものですが、長期間 (おおむね 8 年以上) 使用した既設の照明器具について安全性の問題から照明器具の交換が必要な場合は、必要となる付帯設備の費用も助成対象とします。

※また、長期間 (おおむね 8 年以上) 使用した照明器具の蛍光管等を付帯設備の交換なく LED ランプに交換する申請など、安全性に問題があると認められる場合は、助成の対象外となることがあります。

②デマンド監視装置

電力量計に接続し電力使用量を監視・予測し、あらかじめ設定した電力使用量に近づくと警報を出すもの。



③進相コンデンサ

電気回路において力率を改善するために導入し省エネルギーに寄与できるもの。



④インバータ

周波数や電圧、電流を制御することによって動力設備の運転量を制御し省エネルギーに寄与できるもの。



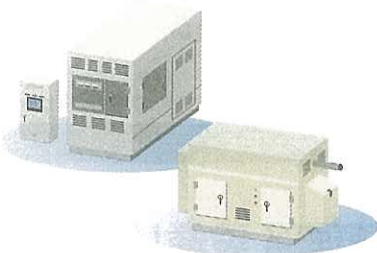
以上の設備は、製造業の方が工場等の生産現場に導入する場合に対象となります。

製造業には、印刷業、パンや菓子の食品製造、衣服や家具の製造も含まれます。

⑤自家発電設備

内燃力を原動力とする発電設備で、原則1基出力 10kW 以上のもので、非常用 (一般停電用) のものを含みます。

なお、消防法または建築基準法で設置を義務付けられている防災用発電設備は対象外です。



⑥蓄電池

- ア 原則 1 基蓄電池容量 1kWh 以上のリチウムイオン蓄電池または鉛蓄電池
- イ 買電等により常時電気を蓄え停電時に対応できるもので、生産設備等の電力バックアップを目的として、計画停電などの場合に生産設備等を継続して稼働させることができるもの。
※UPS 等で、停電時の短時間の電源確保を目的とするものは除きます。
- ウ 災害時の転倒防止のため、原則として定置式であるもの。
- エ 消防法又は建築基準法で設置を義務付けられているものではないこと。
- オ リチウムイオン蓄電池については、国が実施する定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブ (<http://sii.or.jp/>) により指定されているものであること。
- カ 鉛蓄電池については、装置に組み込まれている蓄電池部が JIS 規格に適合していること。

